

掲載内容

はじめに

○はじめに—学校現場・保育所等における児童虐待への対応について

Q & A

第1章 児童虐待の基本事項

- 虐待かどうかを判断する方法とは
- 虐待の発生件数は
- 身体的虐待とは
- 性的虐待とは
- ネグレクトとは
- 心理的虐待とは
- 保護者が子どもの金銭を浪費したり、勉強を強要したりすることは虐待になるか
- 子どもが虐待を受けた場合の影響とは
- 子どもへの虐待を促進するリスク要因とは
- 虐待に対応する機関とは
- 虐待への対応における学校・保育所等の役割とは
- 虐待への対応で陥りがちな過ちとは

第2章 虐待の気づき・発見、聞き取り等

- 虐待のサインをキャッチするには
- 学校・保育所等の行事における虐待のサインとは
- 子どもが長期欠席した場合に留意すべき点とは
- 子どもから聞き取りをする際に留意すべき点とは
- 虐待の疑いに気がついた際に子どもから聞き取りを行う場合の保護者の許可の要否は
- 虐待の疑いに気がついた際の子どもからの聞き取りの録音の可否は
- 子どもの虐待箇所の撮影の可否は
- 保護者からの聞き取りを行う場合の留意すべき点は

第3章 虐待の通告

- 通告の目的と学校・保育所等に求められる役割とは
- 虐待の通告を誰がすべきか
- 虐待の疑いがある場合の通告先と通告方法とは
- 虐待の確認がない場合の通告、又は虐待ではないとされた場合の学校・保育所等や教員の責任とは
- ネグレクトが疑われるが、生命・身体にかかわる状況ではない場合に通告が必要か
- 通告したことを保護者に説明する必要があるか
- 通告したが一時保護されなかった場合の対応とは
- 通告に至らずに苦慮する場合の対応とは

第4章 学校・保育所等による支援

- 虐待に対応するための学校・保育所等での内部の体制とは
- 学校・保育所等での支援のための人的配置とは
- 教職員が虐待が疑われる子どもを見守る際に気をつけることは
- 生徒指導における虐待の視点の必要性とは
- 虐待を受けている子どもへの学校・保育所等での自立支援の際の接し方とは—愛着関係の

形成について

- 虐待をしている保護者への対応について留意すべき点とは
- 要対協（要保護児童対策地域協議会）とは
- 要対協の対象となる子どもとは
- 要対協に参加する場合の留意すべき点とは
- 個別ケース検討会議に参加する場合の留意すべき点とは
- 要対協での登録ケースへの対応における学校・保育所等の役割とは
- 要対協での登録ケースの子どもについて見守りをする際に留意すべき点とは
- 要対協から見守り継続依頼があったケースに対応する場合の留意すべき点とは
- 要保護児童に接する場合の一般的な留意すべき点とは
- 要保護児童に接する場合の具体的な配慮すべき点とは
- 要保護児童に接する場合の虐待別の留意すべき点とは
- 要保護児童を引き継ぐ場合の留意すべき点とは

第5章 一時保護

- 一時保護の要件とは
- 一時保護がなされなかった場合の対応とは
- 一時保護後の流れとは（家庭復帰か施設入所等か）
- 一時保護が行われる場合の保護者対応で留意すべき点とは
- 一時保護の期間とは
- 一時保護所での生活とは
- 一時保護中に学校・保育所等が行うべき対応とは
- 一時保護後に家庭復帰した場合に留意すべき点とは

第6章 虐待の調査への対応

- 児童相談所からの調査への対応とは
- 学校・保育所等による調査の要否とは
- 学校・保育所等が情報収集する場合の留意すべき点とは
- 警察から照会があった場合の対応とは

第7章 施設入所後の対応

- 施設入所・里親委託等の措置が行われる場合とは
- 施設や里親の種類・内容とは
- 施設入所・里親委託となった場合の学校の在籍は
- 施設入所中の子どもに対して留意すべき点とは
- 児童養護施設等に入所中の子どもに関する学校・保育所等の連絡や保護者との関係は
- 里親委託中の子どもに対する留意すべき点とは
- 子どもが家庭に復帰する場合に学校・保育所等が留意すべき点とは

第8章 虐待と保護者対応

- 虐待をしている保護者との面談等をする場合の留意すべき点とは
- 虐待をしている保護者が説明や記録の開示を求めてきた場合の対応とは
- 虐待をしている保護者が説明や謝罪を求めてきた場合の対応とは
- 不登校・不登園へのアセスメント、プランニングのポイントとは
- 保護者対応における限界設定の方法は

第9章 虐待と個人情報

- 虐待についての情報の収集や利用・提供の基本ルールは
- 学校・保育所等から児童相談所や市区町村へ情報提供する場合に留意すべき点とは
- 学校・保育所等からの積極的な情報提供をする場合に留意すべき点とは
- 子どもから「絶対秘密にしてほしい」として告白された場合の虐待情報の取扱いは
- SCやSSWと情報共有する場合の留意すべき点とは
- 警察へ情報提供する場合の留意すべき点とは
- 要対協の対象となっている子どもについて学校・保育所等でも記録を取る必要があるか
- 子どもの行動を記録する場合に留意すべき点とは
- 子どもへの聞き取り内容をまとめたノートも開示対象となるか
- 転校した子どもについての情報の回答とは

事例

- 子どもの身体に傷害の形跡がある場合は
- 性的虐待の疑いがある場合は①—低年齢で明確な被害申告に至らない場合
- 性的虐待の疑いがある場合は②—子どもから明確な被害告知がある場合
- 兄妹間の性加害が疑われる場合は
- きょうだい間での差別が疑われる場合は
- 本人が幼い弟・妹の育児負担を負っている場合は
- 中学生が1人暮らしをしている場合は
- 家中がゴミだらけのネグレクトケースの場合は
- 安否が不明な子どもがいる場合は
- 保護者が子どもを学校に行かせない場合は
- 保護者が放任主義の場合は
- 保護者が無気力な場合は
- 保護者が子どもに過剰にプレッシャーを与える場合（教育虐待）は
- 保護者が子どもの状態を正確に把握できておらず、子どもの行動を制約していることが疑われる場合は
- 学校と保護者とで子どもの特性への理解にずれがある場合は
- 保護者が問題を家庭内で抱え込もうとする場合は
- 保護者による強引な退学手続の申出があった場合は
- 問題行動をする子どもがいる場合は
- 養育が不適切と思われる中でいじめも認められる場合は

基本法令

- 児童虐待の防止等に関する法律
- 児童虐待の防止等に関する法律施行令
- 児童虐待の防止等に関する法律施行規則
- 児童福祉法（抄）
- 児童福祉法施行令（抄）
- 児童福祉法施行規則（抄）

手引

- 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

索引

- 通知等索引

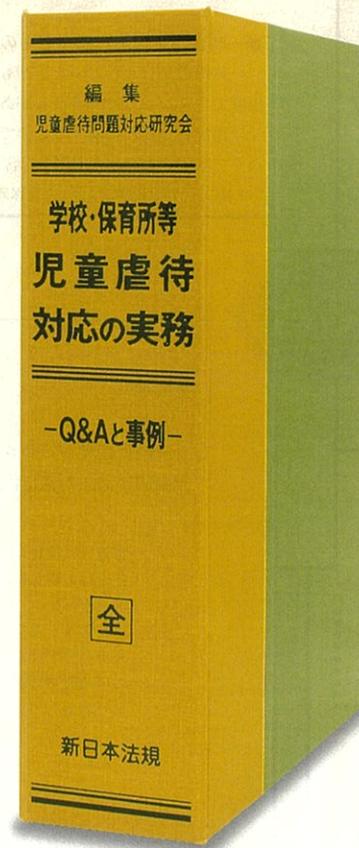
内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

学校・保育所等 児童虐待対応の実務 —Q&Aと事例—

編集 児童虐待問題対応研究会

代表 岩佐 嘉彦（弁護士）

編集者 岩佐 嘉彦（弁護士） 峯本 耕治（弁護士） 井上 序子（臨床心理士・精神保健福祉士）



「発見・通告・支援や保護者対応・個人情報の取扱い」において期待される役割とは

- ◆Q&A編では、関係者が最低限押さえておくべき法律知識や実務上の留意点を解説しています。
- ◆事例編では、様々なケースや状況に応じた実践的な対応方法を詳細に解説しています。
- ◆学校・保育所等や児童相談所からの相談に豊富な対応経験を持つ弁護士とスクールソーシャルワーカーによる執筆です。

追録購読者特典

電子書籍版を無料で利用できます。HTML5版で閲覧いただけます。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁694頁
定価9,900円（本体9,000円）送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。（特許 第3400925号）

0120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00~16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



法令情報を配信!

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第3章 虐待の通告

学校・保育所等の関係者が押さえておくべき諸問題を取り上げています。

○通告の目的と学校・保育所等に求められる役割とは

Q

学校・保育所等が虐待を受けたと疑われる子どもを発見した場合に、児童虐待防止法では、市町村や児童相談所等へ通告しなければならないとされていますが、そもそも通告の目的はどのようなものでしょうか。

A

児童虐待の対応の中心機関は、児童相談所及び市町村であり、そこで、虐待の有無や支援の内容を判断してもらうことが通告の目的です。ただし、通告は、関係機関との連携のスタートになります。学校・保育所等は、通告後も引き続き、市町村や児童相談所への情報提供やモニタリング、学習支援等を続けていくことが求められます。

解説

1 通告の目的

児童虐待防止法6条1項では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、(中略)児童相談所(中略)に通告しなければならない。』

わけではありません。

法令やガイドラインの根拠を示しながら解説しています。

2 通告後の流れ

学校・保育所等が児童相談所等へ通告した後の流れは、概ね次のとおりです(文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(令和2年6月改訂版)」28頁、文部科学省・研修教材「児童虐待防止と学校」第6章「疑いから通告へ」「通告の後はどうなるのか」を参照)(以下の解説では、「学校」を中心に説明しますが、学校以外の「保育所等」についても、同様の方向性で考えていくことになります)。

(1) 安全確認・情報収集・実地調査

通告があれば、市町村や児童相談所は、速やかに(48時間以内の対応が求められています)通告者や学校からの情報収集、実地調査によって、子どもの安全確認と通告内容の事実確認を行い、児童相談所においては、緊急保護の要否の判断を行います。

学校及び教職員としては、市町村や児童相談所からの求めがあれば、児童生徒の安全確保のための措置に協力することが求められます(児童虐待防止法8条1項・2項)。

また、市町村や児童相談所から、虐待に関する子どもや保護者等に関する資料や情報提供を求められた場合、必要な範囲において提供することが求められます(児童虐待防止法13条の4)。

このような規定は、虐待による子どもの安全確保や、家族への支援等を検討するために重要な規定の1つです。

(2) 一時保護・調査継続

虐待を受けた子どもについて、緊急に保護が必要な場合、一時保護が行われること

学・進学時における情報の引継ぎ等の対応が必要となります。

(4) 子どもへのアプローチをする上での注意点

特に、虐待を受けた子ども、虐待環境で養育されてきた子どもについては、必ずとまではいえませんが、時に、学校での生活上において様々な影響が現れてくる場合があります(学習の遅れ、問題行動、友人間トラブル等)。

学校や教育委員会としては、このような子どもがおかれた環境を十分に理解し、子どもの立場に寄り添った個別的な支援、アプローチが求められるでしょう。

4 まとめ

以上のように、通告の目的は、関係機関との連携による支援をスタートさせる点にあります。そして、学校・保育所等は、通告後も子どもの様子等を教育委員会や関係機関とも情報共有しながら、各子どもに応じた課題を整理し、当該子どもの見守りや支援を続けていく役割が求められているといえるでしょう。

解説に関連する留意事項や実務上のノウハウを紹介しています。

MEMO

◆一時保護中における子どもの欠席に対する取扱い

一時保護が行われている子どもが心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなくなったりすることがあるため、状況に応じて「非常変災等児童(生徒)又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当とされています(平成27年7月31日27文科初第335号「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応

参考通知

○「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」

(平成27年7月31日
27文科初第335号)

都道府県教育委員会
指定都市教育委員会
都道府県知事

各 附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎
(公印省略)

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」(平成22年3月24日付け21文科初第777号)(参考資料1)等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまでも様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び第31号)及び「売春防止法」(昭和31年法律第1号)が行われている児童生徒及び婦人保護施設に措置が行われる間は学校へ通うことができなく、一方、近年では、例えば、児童相談所の一時員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護取組も行われているところですが、

については、こうした状況等を踏まえ、一時保

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号

東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

児童虐待をめぐる様々な状況やケースを具体的に掲げます。

事例

○保護者が子どもに過剰にプレッシャーを与える場合(教育虐待)は

事例

私は小学校の養護教諭なのですが、6年生の男子が、「眠い」と言って頻繁に保健室に来るようになりました。

初めのうちは、少し休ませていたのですが、あまりにも頻繁に来るので、よくよく話を聞いていると、「父から家で厳しく勉強をさせられ、決められたことをしないと眠らせてもらえず、食事を抜かれたりすることもある。テストで100点を取ったときだけ、外食に連れていってもらえる。」とのことでした。

叩かれるなどの身体的な虐待はないようなのですが、これは虐待にあたるのではないのでしょうか。

学校・保育所等の立場から、事案への対応における要点を簡潔に示しています。

ポイント

- ① 子どもが保健室に来て、眠気を訴える要因・背景のアセスメントをすることの重要性
- ② 行き過ぎた勉学の指導と虐待にあたる可能性
- ③ 他機関連携の重要性

解説

1 子どもの状態についてアセスメントする必要性

本事例では子どもが頻繁に保健室に来て、養護教諭に眠気を訴えています。その

事例

あるいは、子どもが保護者に夜通し叱責されていたり、保護者が子どもを夜間放置しているため子どもが昼夜逆転状態になっていたり、保護者から虐待を受けていることにより子どもが家庭で安心感を得られておらず、よく眠れていないこともあります。

このように子どもが保健室に来て眠気を訴えるのは、子どもの要因、家庭の要因、学校の要因が複雑に絡み合っている可能性があり、子どもが怠けているだけであると捉えるのではなく、子どもの様子を注意深く観察したり、子どもや保護者から生活状況について丁寧に聞き取ったりすることが必要となります。

2 保護者の子どもへの関わり方と虐待の該当性

本事例では子どもが保健室に来て眠気を訴えることをきっかけに養護教諭が子どもから聞き取りをしたところ、子どもが父から厳しく勉強させられている様子が浮かび上がってきました。

では、父による勉学の指導が虐待となるのでしょうか。

この点、親権を行う者は、子どもの利益のために子どもを教育する権利を有し、義務を負います(民法820条)。よって、保護者が子どもに勉強するように促し、指導する

事例